

## 公益社団法人岐阜青年会議所 SNSガイドライン

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSとする)は、急成長を見せている情報ツールといえる。SNSの有効活用により、情報を効果的に発信でき、さらに発信した情報に対する他者の意見を聞くことができる。一方で、SNSは不正確な情報や不用意な情報発信により、意図しない問題を引き起こす危険性もある。

そこで、公益社団法人岐阜青年会議所(以下、本会とする)では、会員がSNSを適切かつ有効に活用できるよう、「公益社団法人岐阜青年会議所 SNSガイドライン」(以下、ガイドラインとする)を策定する。

### 1. SNSの定義

当ガイドラインの対象は、twitter、Facebook、mixi、Youtube、Ustream等に代表される、情報の投稿や情報投稿者間における情報の交換・交流の機能を有するコンテンツとする。ここでいう情報とは画像も含むものとする。

### 2. 会員の定義

会員は、(公社)岐阜青年会議所の正会員及び特別会員、事務局員とする。

### 3. ガイドラインの適用範囲

当ガイドラインは、本会の会員としての身分を有する者に対して適用する。

### 4. SNS利用にあたっての基本原則

- ①会員は、SNSを利用するにあたり、会員としての自覚と責任を持たなければならない。
- ②基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権に関して十分留意しなければならない。
- ③本会や本会に関連した事柄について掲載する際には、公開範囲、公開対象について慎重に判断しなければならない。
- ④掲載する情報は、長期間公開され、完全には削除できない場合もあることを理解した上で、正確に記述しなければならない。
- ⑤誤解を生じさせる表現は、可能な限り使用しない。また、誤解を生じさせてしまった場合には、冷静かつ誠実に対応しなければならない。
- ⑥次に掲げる情報は発信してはならない。
  - ・本会、他の利用者、第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの。
  - ・本会、他の利用者、第三者の財産、信用、プライバシー等を侵害するもの。
  - ・真偽を問わず、本会、他の利用者、第三者を誹謗中傷するもの。

- ・個人情報を、本会及び当該個人の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、伝達、開示、複写、書き込みをするもの。
- ・脅し、猥褻、名誉毀損、差別行為、政治活動、宗教活動、又はそれらにつながるもの。
- ・公序良俗に反するもの、犯罪行為又はそれらと密接に関連するもの。
- ・法律、法令違反又はそれらに密接に関連するもの。

#### 5. 記載内容の削除権限

本会が管理・運営を行なっているSNSコンテンツに投稿された情報につき、本会が不適切と判断した場合、当該情報を削除する場合があります、これを事前に承諾したものとする。削除対象は、当ガイドライン、4-⑥に記載された内容とする。

平成 24 年 2 月 10 日